

長野県家庭的養護推進計画の策定について（中間報告）

県民文化部こども・家庭課

1 第1回児童福祉専門分科会について

平成26年7月11日に開催し、下記を協議事項とした。（委員7名全員出席）

- (1) 計画策定に至る経過について（報告）
- (2) 長野県における社会的養護の現状と課題について
H25年度末における県の社会的養護の現状を資料で説明し、施設の小規模化・地域分散化や、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）の推進に向けた課題について意見交換。
- (3) 「長野県家庭的養護推進計画（仮称）」の全体構成について

当県の社会的養護の現状と課題についての主な意見

社会的養護に占める家庭養護の割合

・10年近くで里親等委託率を大幅に引き上げた先進市県（福岡市・大分県等）の施策から、何を当県らしく取り入れるかの検討が重要。「里親＝養子縁組」のイメージを変えるしかけづくりの研究も必要。

【施設の小規模化・地域分散化】

小規模グループケアの導入と地域分散化

・施設の職員が、処遇の現実から小規模化を目指すべきという認識を持ち、組織として方向付けできるのが重要。

・里親委託が進めば施設養護の必要定員の減少や処遇職員数の適正化等も生じてくるが、施設がこの認識の下で小規模化や地域分散化を考えているかが重要。

・養育単位を小さくすれば全ての問題が解決するわけではない。集団の中での養育が適した子ども、ユニットの家庭的環境が適した子どもおり、入所児童の多様化にも一定の配慮が必要。

・施設職員が定着し、積み重ねできる研修体制の構築や研修上の工夫が必要。

地域における子育て支援機能の充実

・市町村の児童虐待防止事業（乳児全戸訪問・養育支援訪問・地域子育て支援拠点事業）に、施設がその専門性を発揮し関わることで、地域支援機能強化の大きな足がかりで、市町村要保護児童対策協議会（要対協）を活性化していく上でも有効。

施設退所後のアフターケア・自立支援

・職員個人のつながりによる施設でのアフターケアは異動退職で途切れる限界があるが、里親では養育後も児童の生涯に関わっていけるところが大きな違い。

【家庭養護の推進】

里親の確保

・被虐待児の増加で里子の養育にもより高度な知識・スキルが必要で、研修を充実し養育里親よりもレベルの高い「専門里親」を増やしていく必要。

・今後の乳児院が、病院と家庭の中間的施設となっていくには、発達・発育の課題を抱えた乳幼児に対応できる「養育里親」の養成確保が必要。

里親委託の推進体制

・虐待対応に追われ手が回らない中、児童福祉司を里親業務にあてる児童相談所の体制強化が抜本的対策。

・実子がなく養子縁組を希望する夫婦に事前の「子育て経験」を十分積ませるためにも、養育里親としての経験は有効。乳児院にとっても一時的・短期的に委託できる養育里親が確保できれば効果あり。

里親への支援

・里親の悩み相談は、行政よりも里親同士が最も有効で、地区里親会と児童福祉司とが緊密に連携し里親サロンの運営や内容を活性化すべき。

・里親個人での養育が困難な場合、レスパイトケアとしての施設は必要。

・障がいや発達障がいを抱えた里子を養育する里親が悩みを抱えた時、施設に相談できる相互関係構築が必要。

【その他】

社会的養護における専門的ケアの充実

- ・身体障がいや発達障がいをもつ児童が児童養護施設や乳児院に入所している中、障がい児童の受け皿や専門的ケアの必要性についても計画の中で言及していく必要。
- ・社会的養護での障がい児入所施設の位置づけは難しいが、児童養護施設での受入れが必ずしもその障がい児の利益にかなうとは限らず、児童の利益の観点から検討が必要。

母子生活支援施設における保護・自立支援

- 親子が分離されずに支援を受けられる唯一の施設という特性を活かした機能や役割を再構築する必要。
- 親子分離しない、家庭養護の前段階として機能発揮するには、母親の生活能力を伸ばし子育て力を身につけさせる専門的な支援能力をさらに高める必要。

2 経過と今後のスケジュール

6月 2日 長野県社会福祉審議会に計画策定を諮問

7月 11日 第1回児童福祉専門分科会

8月 25日 里親委託推進に向けた県の課題と対応に係る児童相談所長との意見交換会

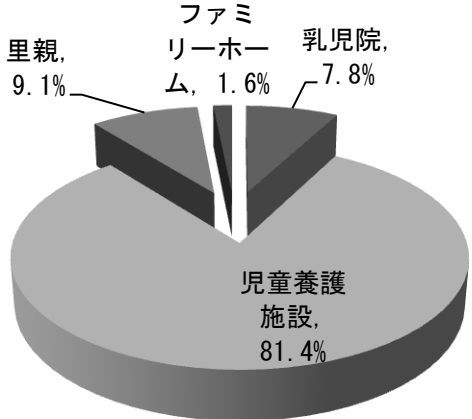
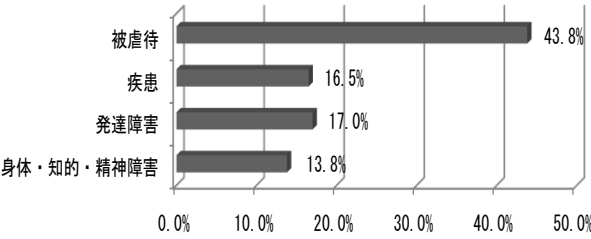
- (1) 里親等委託率を大幅に伸ばした先進市県（福岡市・大分県）の取組みについて
- (2) 長野県の里親委託の現状と課題について

福岡市・大分県の先進的取組事例を「検討素材」とし、当県の里親委託の課題、当県での施策実施の可能性等について意見交換。

11月 19日 県計画策定に向けた施設長（児童養護施設・乳児院）との意見交換会

12月上旬 第2回児童福祉専門分科会 ※計画骨子(案)の審議を予定

長野県家庭的養護推進計画策定にあたっての考え方

| 現状と課題 | 施設等 | 目指すべき姿 (「長野県における社会的養護のあり方について(H25.2)」より) | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|--------|-------|----------|-------|------|-------|------------|-------|--|--|
| <p>○施設入所児童数と里親等委託児童数の割合 H25年度末現在(暫定値)</p>  <table border="1"> <caption>施設入所児童数と里親等委託児童数の割合</caption> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>81.4%</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>9.1%</td> </tr> </tbody> </table> | 施設等 | 割合 | 児童養護施設 | 81.4% | ファミリーホーム | 1.6% | 乳児院 | 7.8% | 里親 | 9.1% | <p>施設 養護</p> <p>児童養護施設 乳児院 (本体)</p> <p>グループホーム 分園型小規模 グループケア</p> | <p>施設養護：できる限り家庭的な養育環境へ</p> <p>○小規模ケア化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の定員の縮小 ・本体施設の小規模グループケア化 ・グループホームの増加 <p>○職員配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置の充実 ・里親支援担当職員の配置 ・自立支援担当職員の配置 <p>○児童家庭支援センターの整備推進</p> |
| 施設等 | 割合 | | | | | | | | | | | |
| 児童養護施設 | 81.4% | | | | | | | | | | | |
| ファミリーホーム | 1.6% | | | | | | | | | | | |
| 乳児院 | 7.8% | | | | | | | | | | | |
| 里親 | 9.1% | | | | | | | | | | | |
| <p>○被措置児童に占める被虐待児の増加</p> <p>児童養護施設入所児童の状況 (H25.3.1 現在)</p>  <table border="1"> <caption>児童養護施設入所児童の状況</caption> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被虐待</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>疾患</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>発達障害</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>身体・知的・精神障害</td> <td>13.8%</td> </tr> </tbody> </table> | 状況 | 割合 | 被虐待 | 43.8% | 疾患 | 16.5% | 発達障害 | 17.0% | 身体・知的・精神障害 | 13.8% | <p>家庭 養護</p> <p>里親 ファミリーホーム</p> | <p>家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）の推進</p> <p>○新規里親の開拓</p> <p>○専門性の向上と支援体制の構築</p> <p>○新生児里親、養子縁組、親族による里親、週末里親の活用</p> <p>○ファミリーホームの整備推進</p> |
| 状況 | 割合 | | | | | | | | | | | |
| 被虐待 | 43.8% | | | | | | | | | | | |
| 疾患 | 16.5% | | | | | | | | | | | |
| 発達障害 | 17.0% | | | | | | | | | | | |
| 身体・知的・精神障害 | 13.8% | | | | | | | | | | | |

県の特性をふまえた家庭的養護の推進